

資料 1

- 寒川町学校給食センター整備内部検討委員会要綱 P 1
- 寒川町学校給食センター整備内部検討委員会 委員名簿 P 4
- 寒川町学校給食センター整備外部検討委員会要綱 P 5
- 寒川町学校給食センター整備外部検討委員会 委員名簿 P 7

寒川町学校給食センター整備内部検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 学校給食センターの整備に関し必要な事項について検討するため、寒川町学校給食センター整備内部検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 学校給食センターの建設場所に関する事項
- (2) 学校給食センターの給食提供手法に関する事項
- (3) 学校給食センターの規模及び能力に関する事項
- (4) 学校給食センターの整備手法に関する事項
- (5) 学校給食センターの管理運営の方法に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ教育次長及び教育施設・給食課長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、会議に付議しようとする案件が軽易なものであって、かつ、委員長が適当と認めたときは、書面の回議をもって、会議の開催に代えることができる。

(意見聴取)

第 6 条 委員長は、第 2 条各号に掲げる事項について、寒川町学校給食センター整備外部検討委員会の意見を聴かなければならない。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育施設・給食課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の効力)

2 この要綱は、第 2 条に規定する所掌事務が終了したとき、その効力を失う。

別表第 1 (第 3 条関係)

	職 名	備 考
1	教育次長	委員長
2	教育施設・給食課長	副委員長
3	企画政策課長	
4	財政課長	
5	施設再編課長	
6	教育総務課長	

7	学校教育課長	
8	寒川町職員団体が推薦する職員	

学校給食センター整備内部検討委員会 委員名簿

資 格	氏 名	
教育次長	古 谷 雅 洋	委員長
教育施設・給食課長	水 越 豊	副委員長
企画政策課長	高 橋 陽 一	
財政課長	菊 地 高 志	
施設再編課長	関 根 利 和	
教育総務課長	長 岡 賢 一	
学校教育課長	臼 井 浩 美	
寒川町職員団体が推薦する職員	田 村 祐 子	旭小学校 給食調理員

寒川町学校給食センター整備外部検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 学校給食センターの整備について、広く関係者の意見を反映させるため、寒川町学校給食センター整備外部検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、寒川町学校給食センター整備内部検討委員会設置要綱(平成30年4月1日施行)第6条の規定による意見の聴取に係る事項について検討し、学校給食センター整備内部検討委員会に助言及び提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会教育長が委嘱する。

- (1) 公募の町民
- (2) 寒川町PTA連絡協議会の代表
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 寒川町立小学校校長会の代表
- (5) 寒川町立中学校校長会の代表
- (6) 寒川町立小学校栄養士の代表
- (7) 寒川町立小中学校教職員団体が推薦する職員

(任期)

第4条 委員の任期は、寒川町学校給食センター整備内部検討委員会設置要綱第2条に規定する所掌事務が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育施設・給食課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の効力)

2 この要綱は、寒川町学校給食センター整備内部検討委員会設置要綱第2条に規定する所掌事務が終了したとき、その効力を失う。

学校給食センター整備外部検討委員会 委員名簿

資 格	氏 名	備考
(1) 公募の町民	長 沼 か ほ る	
(2) 寒川町PTA連絡協議会の代表	古 山 真 一	寒川中学校PTA副会長
(3) 学識経験を有する者	岩 井 達 達	文教大学 准教授
	山 崎 俊 裕	東海大学 教授
(4) 寒川町立小学校校長会の代表	中 村 武 仁	一之宮小学校 校長
(5) 寒川町立中学校校長会の代表	三 木 達 夫	寒川中学校 校長
(6) 寒川町立小学校栄養士の代表	鈴 木 祐 子	寒川小学校 栄養士
(7) 寒川町立小中学校教職員団体が推薦する職員	柏 木 良 輔	南小学校 教諭